

令和 5 年 第 1 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 5 年 3 月 6 日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 5 年 3 月 9 日 (木) 10 時 00 分
散 会	令和 5 年 3 月 9 日 (木) 11 時 31 分
出席議員	<p>議長 田 中 政 浩 1 番 原 田 邦 男</p> <p>2 番 池 松 和 彦 3 番 原 口 博 文</p> <p>4 番 原 田 宏 5 番 木 村 和 彦</p> <p>6 番 石 橋 里 美 7 番 柳 雅 明</p> <p>8 番 山 本 一 洋 9 番 石 丸 時 次 郎</p> <p>10 番 奥 村 忠 義 11 番 山 本 久 矢</p> <p>12 番 河 内 直 子 13 番 寺 原 裕 明</p>
出席議員数	14 名
欠席議員	なし
地方自治法 第121条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	<p>町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文</p> <p>教 育 長 宮 崎 敏 宏 総 務 課 長 川 波 剛</p> <p>企 画 課 長 亀 田 美 香 財 政 課 長 橋 本 照 美</p> <p>税 務 課 長 稲 葉 佳 奈 出 納 室 長 仲 村 浩 之</p> <p><small>住 民 課 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長</small> 小 川 真 一 健 康 課 長 村 山 弥 生</p> <p>環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行 建 設 課 長 行 武 一 洋</p> <p>都 市 計 画 課 長 古 川 秀 志 農 林 商 工 課 長 堀 内 明</p> <p>上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行 福 祉 課 長 神 崎 英 昭</p> <p>こ だ も 課 長 八 尋 福 由 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡</p> <p>生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸</p>
欠 席 者	なし
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	<p>議会事務局長 山 本 孝</p> <p>議会事務局議会係長 田 中 晴 美</p>

# 会 議 録

令和5年第1回定例会

[一般質問]

(2日目)

令和5年3月9日(木)

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。</p> <p>これから、本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(10:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「一般質問」を行います。</p> <p>質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。</p> <p>3番 原口博文議員</p>
原口議員	マスクを外しての質問をご了承願います。
議 長	許可いたします。
原口議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>改めまして、おはようございます。</p> <p>私は、平成29年3月の第1回定例町議会におきましては、そちらの建設課長の席にいましたけれども、そのとき私がこの場所に立っている姿は想像もしておりませんでした。今年度、地元の区長を務めています中で、行政経験を生かして住みよいまちづくりのために議会に出て頑張れという励ましの言葉をいただき、さきの町議会議員選挙に挑み、多くの皆様のご支援をいただき、この場に立たせていただいております。この場をお借りしまして、ご支援者の皆様にお礼と感謝を申し上げます。</p> <p>筑前町議会基本条例の前文に、「筑前町議会は、筑前町長とともに、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現のため、二元代表制のもと、町民の負託に応え、町民の福祉の向上のため活動するものである」とうたわれております。私はこのことを基本に、町民の皆様の声を町政に届けていくために研さんを重ね、活力と思いやりのあるまちづくりのために活動をしてまいります。</p> <p>それでは、通告書に基づき2件の質問をさせていただきます。</p> <p>1件目の住みたいまちづくりについては、下水道事業関係でございます。職員時代に長く下水道事業に携わってまいりましたので、質問をすることを躊躇しましたけれども、最近の状況を見まして気になる点がございますので、あえて質問をさせていただきます。</p> <p>筑前町の人口は、今年2月末で3万241人、平成25年3月末から882人増加しております。町長はその要因の一つとして、上下水道の整備が進んでいることを上げておられます。私もそのように考えております。</p> <p>今後さらに転入による人口増加を進めていくために、効率的、持続可能な下水道事業としていくために質問をいたします。</p> <p>筑前町の汚水処理は、夜須地区は宝満川上流関連公共下水道、三輪地区は単独公共下水道及び上高場地区と栗田地区の農業集落排水事業により整備をされ、集合処理をすることが効率的でない地域は、環境省所管の合併処理浄化槽整備により、町の下水普及率はほぼ100%となっております。</p> <p>最初に、農業集落排水施設の上高場処理場と栗田処理場の改築更新について質問します。</p> <p>上高場地区は平成6年、栗田地区は平成10年に共用を開始し、どちらの処理場も25年以上経過し、老朽化が進んでいると考えます。過去10年間の修繕費と今後の改築更新計画費用についてお尋ねします。</p>
議 長	上下水道課長
上下水道課長	お答えします。

	<p>上高場地区処理区並びに栗田地区処理区の処理施設における過去10年間の修繕費につきまして、それぞれ合計額にて回答をさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず、上高場地区浄化センターにつきましては2,607万2,000円、栗田地区浄化センターは1,821万8,000円となっております、上高場、栗田両地区の浄化センター合計で4,429万円となっております。</p> <p>また、当時の改築更新計画における概算費用といたしまして、上高場地区浄化センターにつきましては6億2,916万8,000円、栗田地区浄化センターにつきましては4億1,674万7,000円と試算をしております、合計で10億4,591万5,000円となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	原口議員
原口議員	<p>回答がありましたように、修繕費は改築更新する場合に非常に大きな経費が必要のようでございます。</p> <p>そのようなことから、2番目の農業集落排水の公共下水道への編入について質問をいたします。</p> <p>最近、国道386号久光信号交差点付近で住宅の開発がされております。この区域は上高場処理区内でございますけれども、処理場の能力から合併浄化槽により汚水処理をすることになっているようでございます。私も下水道事業を担当していますときに、将来このような時代が来るのではないかと考えておりました。</p> <p>合併前の三輪町におきまして、平成2年に朝倉地域内で先進的に農業集落排水事業に着手をされ、生活環境の改善、河川等の水質改善に取り組んでこられております。平成2年度の事業着手から30年を経過し、地域の環境も大きく変化をしております。上高場処理区、栗田処理区とも国道386号の沿線地域を含んでおりまして、今後とも住宅等の開発の可能性が十分あると考えております。</p> <p>下水道が利用できないと開発事業者も開発を躊躇されるのではないかと考えられます。今後さらに人口増、開発を進めていくために、隣接する流域関連公共下水道への編入を行うことが効率的ではないかと考えます。</p> <p>平成25年度に編入の検討がされているようでありますが、その内容についてお尋ねします。</p>
議長	上下水道課長
上下水道課長	<p>お答えいたします。</p> <p>当時におきましては使用年数20年前後と、まだまだ耐用年数期間内ということもありまして、維持管理をしながら使用していくということとしておりました。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	原口議員
原口議員	<p>検討がなされまして既に9年が経過をしているようでございます。</p> <p>どのような対応をされてこられたのかをお尋ねいたします。</p>
議長	上下水道課長
上下水道課長	<p>お答えいたします。</p> <p>筑前町が加入しております宝満川上流流域下水道は、現在、暫定的に宝満川流域下水道の処理場にて処理を行っている状況でございます。</p> <p>また、これまでに構成団体と協議を行った経過があることと併せまして、維持管理業者と現在協議を進めているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	原口議員
原口議員	この問題は、なかなか難しい問題を抱えていることは私も十分承知をしております

	す。対策が進んでいない要因と今後の計画があれば、ご回答をお願いいたします。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	<p>お答えいたします。</p> <p>合併の前後に行った下水道整備工事によりまして、企業債償還額が平成27年度以降ピークを迎える見込みであったこと、流域下水道への接続には一定のコストを要すること、また、両施設の耐用年数があることなどが要因でございますけれども、今後も継続して維持管理業者と協議を行うことと併せながら、県や構成団体と協議を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	原口議員
原口議員	<p>引き続き検討、対策をよろしくをお願いいたします。</p> <p>農業集落排水事業の編入の検討結果の内容を見せていただきましたが、農業集落排水施設を改修し継続して利用する場合と、流域関連公共下水道へ接続する場合の概算費用は、流域関連公共下水道へ接続するほうが3億6,000万円経済的と出ているようでございます。定例会開会日に財政課より中期財政計画案の概要説明がありました。下水道事業債の償還額は令和11年には今年よりも1億7,300万円の減額となる見込みのようでございます。</p> <p>流域下水道への接続をする場合、検討書の内容では最短でも接続工事まで5年間には必要のようでございます。下水道事業債の償還額も6年後からは減少していくようですので、令和5年度からの利用を始めても財政的には可能ではないかというふうに考えられます。</p> <p>この件を進めていくためには、県の公共下水道、農業集落事業の担当部局、管理者との協議など、難しい課題があることは十分承知をしております。</p> <p>町の将来人口がさらに増加し、活力あるまちとするために町長がリーダーシップをとられ、早期に事業着手をするべきではないかと考えます。</p> <p>町長のお考えをお尋ねします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>農業集落排水事業に平成6年に取組まれたわけですが、当時は地域の課題を的確に捉えられて非常に先駆的な事業であったと私は理解しているところであります。ただ、その後、社会情勢も変わりまして、今の農業集落排水施設では処理能力に欠けるといったことが見込まれますし、今後も不足が生じますので、基本的には、ぜひ、流域下水道への接続を進めていきたいと思うところでございます。</p> <p>議員が今、申されましたように様々な問題がございますけれども、それ以上に接続することが重要であるという認識に立って、私も積極的に関係機関、あるいは、内部調整に努力をしていきたいと思っております。</p> <p>ぜひ、人口維持をするためにも、農業集落排水、下水道事業、上水道の整備は不可欠だと考えておりますので、議員が申されますように積極的に取り組んでまいります。</p>
議 長	原口議員
原口議員	<p>町長はよく、ピンチをチャンスにと言われております。</p> <p>農業集落の処理場は、まさにピンチを迎えつつあると思います。このピンチを住みたいまちづくりのチャンスと受け止められて事業を推進されますことを要望して、この質問を終わります。</p> <p>続きまして、2点目の北部地域の活性化、振興について質問をさせていただきます。</p>

	<p>町の人口は、先ほどの質問の中でも述べましたが、10年間で882人増えていますが、私の住む栗田区では約120人減少しております。北部地域はどこも同じような傾向ではないかと思われまます。</p> <p>人口減少、少子高齢化対策について質問をいたします。</p> <p>最初に現在の町の15歳未満の人口、65歳以上の人口及び高齢化率、北部地域、主に県道77号線沿線の15歳未満の人口、65歳以上の人口及び高齢化率について、また、将来の予測について数値が分かればお答えをお願いいたします。</p>
議 長	企画課長
企画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>まず、最初にお断りをさせていただきたいと思ひます。</p> <p>現在のデータにつきましては令和3年3月末、将来推計につきましては国立社会保障・人口問題研究所による2040年の推計値にてお答えさせていただきます。また、北部地域につきましては県道77号線に接する行政区を対象としております。将来推計値につきましては、行政区別のデータはございませんので、そこはご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは数値についてお答えいたします。</p> <p>令和3年3月末現在の町の15歳未満人口が4,209人、65歳以上人口が9,031人、高齢化率は30.1%です。北部地域の15歳未満人口は311人、65歳以上が1,118人、高齢化率は37.2%です。2040年の推計人口では、町全体の総人口は2万7,180人、15歳未満が3,506人、65歳以上9,948人、高齢化率は36.6%となっております。</p>
議 長	原口議員
原口議員	<p>この少子高齢化については全国的な課題であると思ひますし、予想どおり特に北部地域の高齢化率はさらに進んでいくことが分かります。このように北部地域の少子高齢化が進んでいる中で、どのような対策が今まで行ってこられたのか、その成果と課題は何なのか、また、今後どのような対策を考えてあるのか、町長にお尋ねいたします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>時代の趨勢で日本は人口が縮んでおります。少子高齢化が進んでおります。そういった中で、本町においても町全体では人口が微増ではございますけれども、非常にアンバランスな状態に進んでいます。そのためには行政施策が必要だと、特に減少地域については行政投資をすべきだとそのようにも考えております。</p> <p>まず、山麓地帯を中心にどうやって活性化をなすべきかといったときに、私は3本の柱を立てました。</p> <p>まずは道路の整備であります。山麓線を筑紫野市ときっちり接続すること、これは30年以上の課題でございましたけれども、この接続をすることに最大限の努力を行いました。</p> <p>次に、光の道とも言える光ファイバーの敷設であります。どんなに人口が少なくても、道路整備状況が悪くても、情報過疎になってはいけない、そのことが2番目にありましたので、光ファイバーを即敷設いたしました。</p> <p>3番目に地域の産業を生かして地域を活性化する。みなみの里の整備であります。このことによって地域の産物を多くの方々に紹介し、経済的循環を回していく、そのことによって地域全体が活性化していく、そのように考えたところでございます。</p> <p>まず、私どもの筑前町は、50年、100年スパンで見ますと、どこの地域も道路沿線に住宅等は建設されてまいります。50年スパンで考えれば間違いなく筑紫野</p>

	<p>市、太宰府市に道路をつないだことは必ず功を奏する、そのように考えております。5年、10年では成果がなかなか見えないですけれども、さらに追い風がもう一つありまして、SDGsであります。SDGsはもっともっと自然環境を大切にしようという大きな流れがございます。この流れに一番適しているのは山麓地域ではなからうかとも考えられます。</p> <p>したがって、10年、20年のスパン、あるいは50年のスパンで考えた場合に非常に魅力ある地域だと、私はそのように理解しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	原口議員
原口議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>なかなか難しい課題だと思いますけれども、今までの取り組みをさらに進めていただくことと、先ほど町長が申されました点をより具体化をされるように要望してまいりたいと思います。</p> <p>続きまして、2点目の国道200号バイパスと県道77号線のアクセスが今後実現することによる企業誘致などの活性化対策について、質問をいたします。</p> <p>現在、町では活性化のために四三嶋工業団地、県道久留米筑紫野線沿線への企業誘致に努力されていることは評価しておりますが、なかなか進んでいないことを懸念しております。一方、北部地域は地域の特性から企業誘致が難しい地域であるとは考えておりますが、北部地域の住民の方は、人口減少が進む中、地域の活性化、働く場所の確保を強く求めておられます。</p> <p>県道77号線筑紫野三輪線は、平成27年に念願の全面開通となり、太宰府、糟屋方面へのアクセスがよくなり、交通量も増えております。一方、国道200号バイパスでは旧県道を通らなければならないために、特に大型車の通行による事故が懸念をされております。</p> <p>このようなことを解消するために、那珂県道整備事務所において200号バイパスへの接続工事が進められていると聞いております。200号バイパスへの接続工事が完成すれば、北九州方面と日田方面のアクセスがさらに向上し、沿線開発のポテンシャルが高まることが期待されるのではないかと思います。</p> <p>地域の特性上、大規模な企業誘致は難しいとは考えますが、中小規模の企業、自然環境を生かした観光業の誘致などにより、北部地域の活性化を目指すべきではないかと考えますが、町長のお考えをお尋ねします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>まさにそのとおりだと私も考えます。今、県道77号線が全線開通しなかったならば、何が今の段階で来ていなかったかと考えますと、まず、バイオマス発電も無理だったと思います。さらには今、みなみの里の前にいろんな新しい店ができておりますけれども、ああいった店の進出もなかったらと思うております。したがって、道路がやはり物事を運んでくれることは間違いないと思われまますので、そういったことでの的確な、できればあの道にふさわしい飲食店が並ぶような、食の街道となり得るような、そんなまちづくりが進められたらよろしいと思うところでもございます。</p> <p>しかしながら、民有地がほとんどでございますので、なかなか町だけの規制ではまいりません。全体的にあの地域は山を生かした、そして、食を生かした、そんな道ができれば、非常に喜ばれるのではなからうかと思っております。</p> <p>それから、重要な課題でございます国道200号バイパスとの接続でございます。これは、77号線接続の折にも大変我々も議会と一緒に努力いたしました</p>

	<p>けれども、何せその地区が本町ではございません。筑紫野市地区でございます。筑紫野市の住民の方々の協力なくしては、この事業も進みません。そのことから、議会も一緒になって、ぜひ、隣の筑紫野市のほうに、私も首長等、地域の議員さん等にもお願いしますので、ぜひぜひお願い活動を一緒にやっていきたいとそうように考えます。</p> <p>ただ、幾らか用地交渉が進んでいるという結果をいただいておりますので、さらに促進していただけるように要望活動を続けていきたいとそうようにも考えます。</p>
議 長	原口議員
原口議員	<p>北部地域の活性化振興は、今、町長が答弁されたように難しい問題はあるかと思いますが、今後の施策の検討をお願いしたいと思います。</p> <p>今、町長が申されました山麓線の開通時には私も当時担当課長しておりまして、接続の問題については非常に気になっていたところでございます。議員としても何かお力になれることがあれば、一緒に取り組みをしてみたいと考えております。</p> <p>この問題はなかなか難しい問題ではございますが、私も今後、調査研究を行いまして、具体的な提案をしていければというふうに考えております。</p> <p>これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>せっかくのご質問でございますので、一生懸命、山麓線開通につきましては町執行部、議会ともども努力をさせていただきました。その成果等の一つとして、やはり道の駅ができたことも努力の成果だと思っております。本来、道の駅というのは国道沿いにできるのが基本であります。県道に道の駅を整備できたのは、満額、国、県の事業でございますけれども、これにつきましても、その折に知り合った方々とのいろんな情報交換の中で生まれてきたと私はそのように理解しておりますので、努力することによって様々なものが生まれてくると思っておりますのでございます。ぜひ一緒になって、頑張らせていただきたいと思います。</p>
議 長	これで、3番 原口博文議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	<p>ここで暫時休憩をいたします。</p> <p style="text-align: right;">(10:29)</p>
再 開	
議 長	<p>それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(10:31)</p>
議 長	4番 原田宏議員
原田宏議員	質問の前にマスクを外させていただきご理解をお願いいたします。
議 長	許可いたします。
原田宏議員	<p>改めまして、おはようございます。</p> <p>本年1月の町議会議員選挙で住民の皆様より負託を受け、議会議員として初めての一般質問となります。初めてでございますので慣れない点がありますが、ご容赦くださいますよう、よろしく願い申し上げます。</p> <p>まず、質問に入ります前に、本年3月6日にトルコ南部で発生いたしましたマグニチュード8以上の大地震で、トルコ、シリア国内で、現在、5万1,000人以上の死亡者、被災者は2,000万人以上、倒壊建物は22万5,000戸以上という大規模な地震が発生して、発生後1か月を経過いたしております。</p> <p>まずもって両国で被災に遭われた大勢の皆様にも、私ども東日本大震災を経験した日本国民の一人として、生存者の救出を願い、また、全世界より救助支援をしていた</p>



	<p>だいている方々に感謝を申し上げて、まず、被災に遭われたトルコ、シリア国民の皆様 様に哀悼の意を表したいというふうに考えております。</p> <p>それでは、事前に通告いたしております質問をさせていただきます。</p> <p>1番目に、新型コロナウイルス対策のマスク着用緩和対策についての件であります。</p> <p>新型コロナウイルス感染は、2020年1月に日本国内で最初に発生をし、その後、 日本をはじめ全世界にかけ、スピードをもって感染規模拡大をした感染症であります。 国内でも現在まで8回の波が起こり、ここ最近では急速な減少傾向にある というのが実態と考えられます。</p> <p>当初より、感染予防の基本でありますマスク着用というのが大きな一つの感染予 防の柱であったというふうに考えております。そういう過程の中で、今、減少傾向に あるわけですが、本年2月10日、政府は新型コロナウイルス対策のマスク着用に関 する新たな考え方を決定いたしました。その過程の中では、経済の発展、感染症の 減少というものが考えられる中での基本の柱であるマスク着用ということについて 新たな考え方を決定したものであると考えております。</p> <p>決定内容につきましては新聞等でご存知だと思いますが、3月13日からマスク 着用を緩和し、原則として着用を推進することをせず、個人の判断に委ねる。また、 学校の卒業式については日程にかかわらず基本的に着用を求めない。また、基準と して4月1日から着用を求めないことを基本とするとし、児童生徒に着用を強くない ことを求めています。国家、校歌斉唱や合唱ではマスク着用とすると。保護者や 来賓は着用が基本だが人数制限は不要とするという文科省の通達が福岡県内に通達 されていると思っております。</p> <p>現在、3月7日の福岡県内の新規陽性者数は、県庁発表によりますと488名、2 か月前の同日は3,773名でありました。これを比較しますと3,285名、現状は 陽性者数が減っている、着実に減っているというのが現状であろうというふうに考 えております。</p> <p>また、0歳から15歳までの数字は122名、比率でいきますと25%で、2か月 前の同時期と比べて642名減、これは比率でいきますと17%となっております。 数字は520名の減少であると。児童、幼児とも減少し、一般的にいわれる大人の感 染についても非常に急速に減少しているというのが新型コロナウイルス感染症の現 状ではないかと思えます。</p> <p>その中で、各地方公共団体、各都市においてもばらつきが見られます。全体的には 減少しているわけですが、過程の中ではそんなに減少してないところもある というのが現状ではないかと思えます。</p> <p>そこでお伺いしたいのが、現状、今全数把握はできておりませんので、筑前町にお きましては、幼児、児童の陽性者数はどのようになっているのでしょうか。また、今 ワクチン接種を盛んに言われておりますが、ワクチン接種率が分かれば、どのよう な状況になっているのかを教えてくださいたいと思えます。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>児童生徒数の陽性について報告させていただきたいと思えます。</p> <p>児童生徒の陽性者につきましては、学校からの報告を受けておりますけれども、 2月21日現在において1名報告があつて以降、報告はございません。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	健康課長
健康課長	乳幼児、児童生徒の接種率の減少ということですので、ワクチン接種担当業務で

	<p>ある健康課からお答えいたします。</p> <p>接種率についてですが、まず条件として接種できるワクチンの種類が、学年ではなく接種日の年齢で決まっております、小学6年生については、現在、接種可能な回数が3回目までの児童と4回目までの児童が混在しておりますので、小学生については3回目までの接種率を回答いたします。</p> <p>3月5日時点の登録接種データによりますと、1回目、乳幼児2.5%、小学生24%、中学生73.7%。2回目、乳幼児2.1%、小学生23.6%、中学生73%。3回目、乳幼児0.4%、小学生13.2%、中学生44.8%。4回目、中学生17%となっております。</p> <p>なお、4回目接種率が極端に低いのは、3回目接種をオミクロン株対応ワクチンにて接種した場合は、現段階では4回目接種ができないことが影響しているものです。</p>
議 長	原田宏議員
原田宏議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>全体的に言いますと、一般の接種率というのは成人に比べますと非常に成人は高いわけですがけれども、特に乳幼児については非常に低いと。これは様々な事情があるかと思えます。しかしながら、やはり基本は予防接種を行うというのが基本であろうかと思えます。</p> <p>町におかれましても、ホームページ等で接種を促し、呼びかけてあるわけですがけれども、現実論として3月いっぱいということが一つの柱になっているかと思えます。ぜひ、接種につきまして、やはり基本予防接種をすることが逆にコロナの感染防除に役立つと。まして、それがなければ、当然税金を投入しておりますので、健康であられるのであれば当然医療費は減少するということになろうかと思えますので、ぜひ、広報活動をよろしくお願ひしたいというふうを考えております。</p> <p>コロナ発生時から約3年を経過しております。全国的、福岡県内、当筑前町においてもピークよりかなりのスピードで減少傾向となっているというのが現状と考えられます。ただし、現状におきまして、これが完全な収束状況にあるのかと申し上げますと、それは今の段階ではまだ言えないのではないのでしょうか。たまたま今の時期の春場、今から夏場、また1年後の冬場というときに減少があれば、コロナはある程度収束したというふうと考えられるんじゃないかと思えます。当然、新たな経口薬等々も出ておりますので、やはり健康、安全を考えて、やはり町として最大限の努力をするべきではないかと考えております。</p> <p>このような状況下で新型コロナウイルス感染予防対策の大きな柱でありますマスク着用につきましては、文科省は4月の1日から着用を求めないことを基本とするという方針を示されております。全国的に新規陽性者数はピーク時より減少傾向にあり、経済活動の優先からコロナ収束を見ないままマスク着用の緩和が決定をされたのではないかと考えられます。各地方都市においても、様々にこれを受けまして検討をされているのが現状であろうかと考えます。</p> <p>2月21日付で筑前町では、マスク着用の考え方の見直し等について3月13日から発信という指針が、ホームページで示されております。その内容は、マスク着用は個人の判断が基本となりますと。これは厚労省の指針でありますけれども、それをベースにホームページに出されているというのが実態であろうかと思えます。</p> <p>それで、まず、児童、幼児についてお伺ひいたします。</p> <p>マスク着用の緩和について、児童、幼児の具体的な方針というのは示されているんでしょうか。ホームページに示されているのは全体ということになるわけですがけれども、それは現状からどのように変わるのかということでございます。もう1点、</p>

	<p>それに対しての4月、当然、緩和を実施、稼働させるとなりますと、もうすぐ春休みという状況で、保護者等への十分な説明をどういうふうに変化されるのかということでございます。それが1点。</p> <p>いろんなアンケート調査でも、3年間マスクを着用しておりましたので、一つの慣習というか、というふうになっているのが現実ではないかと考えております。もし着用緩和をした場合、児童間でマスク着用と非着用者が混在した場合、児童同士でのトラブルというのは発生しないのでしょうか。</p> <p>もう1点、マスク着用を緩和する、当然、教職員様の一致した対応というのをご検討いただいているのでしょうか。</p> <p>もう1点、マスクを約3年間着用し、マスクをするのが当たり前だというのが今、慣習になっているのではないかと考えます。緩和による子ども同志の着用、非着用による何気ない子ども間のトラブルにつきまして、ひいては、それをいじめと考える場合もあるのではないのでしょうか。その場合に、子どもたちの精神的なケアをフォローする、そういう対応はどういうふうになっておられるのか、考えがまとまっているんだったらお示しいただきたいというふうに考えます。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>4月1日以降の進学期におけるマスクの着用の考え方につきましては、国は、学校教育活動の実施にあたっては、マスクの着用を求めないことを基本とするとし、これらに係る留意事項等については改めて通知することとしております。</p> <p>本町といたしましてもこれまでと同様、国の基本的な対処方針を踏まえ、適切な対応と児童生徒及び保護者への周知を丁寧に行ってまいりたいと考えております。その上で、児童生徒によってはマスクを着用する・しないといった状況が生じられることも考えられることですが、どちらも強制されるものではなく、それぞれの意思が尊重されることを児童生徒も教職員も保護者も理解し、誰一人つらい思いをすることがないよう、教職員が一体となって児童生徒への心のケアを努めることができるよう、支援を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。</p>
議 長	原田宏議員
原田宏議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>学校の教育環境が子どもたちの健全な成長を育むと考えております。</p> <p>コロナに対する正確な知識、マスク着用に関する考え方について、子どもたちの自主性を重んじ、また、ご父兄の協力をいただき、コロナ陽性者数が減少するようお願いしておりますので、ぜひ、推進をお願いしたいというふうに考えております。</p> <p>引き続き、児童の0歳から6歳までをお預かりされている保育所等について、同様の質問をいたします。</p> <p>現在の新型コロナウイルス感染は家族内感染が増加傾向にあり、幼児の場合は児童と違い、無抵抗の状態の感染となるという傾向になります。感染予防として、従前より日々の検温、体調の変化、手指等の消毒、保育施設等の消毒の励行というのは実施されていることと思いますけれども、今回のマスク着用の緩和によって、今までと違う形が発生するのでしょうか。</p> <p>当然お預かりしている年齢層も違います。0歳から6歳までということで、無抵抗な方と、無抵抗という発言が正しいかどうか分かりませんが、まだ自分の意思が持てない子どもたちに対する、今回のマスク着用緩和によって違いが発生するのでしょうか。</p> <p>同様に方針が、所轄がこれは多分厚労省になるかと思っておりますけれども、保護者について方針が町として出ているのであればご説明いただきたい。</p>

	<p>また、保護者の皆様によって、コロナに対する親の考え方というのは様々であるのが実態ではないかと考えております。そういう対応の仕方の中で、通常お預かりされている保育所との間で一致した考えというのは統一されているのでしょうか。</p> <p>また、今は減少傾向にありますけれども、万が一増えた場合、当然、インフルエンザ等、いろんな病原菌の発生によってクラス閉鎖というのが今後も行われるというふうに考えてよろしいでしょうか。</p> <p>その見解をいただきたいと思います。</p>
議 長	こども課長
こども課長	<p>お答えします。</p> <p>幾つかの質問がっておりますので、順を追って説明をしていきたいと思っております。</p> <p>マスク着用の預かり年齢の違いについて。マスク着用について、2歳児未満児は呼吸機能、空気の通りが狭いことから、心臓や肺の負担になっており、マスクの着用は行っていないところです。</p> <p>2歳以上につきましては、厚生労働省より出された2歳以上の子どものマスク着用についてを参考に、新型コロナウイルス感染症や熱中症などを考慮しながら、安全対策をとってマスクを外して保育を行っている園もあります。</p> <p>マスク着用の緩和により、現在とは違う状況の発生については、2歳以上の登園についてはマスクを着用しているところではありますが、国がマスクの着用を緩和されることを発表されたことで、児童は保護者の判断によってマスク着用を考えられると思われまます。当面は感染対策をとりながら現状と変わらない保育をお願いしているところです。</p> <p>方針決定についてのご説明につきましては、現時点では方針は決定しておりませんが、令和5年2月10日付の通知では、行政が一律にルールとして求めるものではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることが基本とされております。感染リスクを考慮しながら、各園と協議をしていきたいと考えております。</p> <p>保護者の考えでコロナに関する対処が違っている場合、保育所間での一致した考え方はということになります。</p> <p>保護者や保育士については、今までに新型コロナウイルス感染症対策で多大なるご苦労をおかけしてきたかと思っております。この観点から、保護者や保育士におきましては緩和されることの意味は大きいものであり、様々な思いをお持ちだと思います。町と各園で検討を行いながら、保育士間の考え方を統一してもらった上で、保護者にも理解を求めていきたいと思っております。</p> <p>今後、万が一、コロナ感染が出た場合は、インフルエンザ等によるクラス閉鎖も同様にされるかというご質問です。</p> <p>保育所は、社会的機能を継続するように、保育を必要とされる方のために保育施設を開放するものであり、感染リスクが高いと判断されるときのみ、町と園で協議を行ってクラス閉鎖を決定してきたところです。今後とも感染状況を確認しながら、園と協議をして判断していきたいと考えております。</p> <p>以上になります。</p>
議 長	原田宏議員
原田宏議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>筑前町の児童幼児の新型コロナ感染予防の一つの柱でありますマスク着用緩和策につきまして、一定の理解を深めることができました。過去に経験のないコロナ感染について、将来を背負う子どもたちの安全で安心な学校生活や保育環境の充実を目指していただきたいというふうに考えております。</p>

	<p>続きまして、事前に通告しておりました農地の宅地化と都市計画についての件でございます。</p> <p>通告をいたしておりましたが、一昨日に石丸時次郎議員、原田邦男議員より農地等に関する質問がされており、町からも回答がございましたように、農業問題につきましては様々な対策や対応をされており、考え方も十分理解させていただいたところであります。よって、基本趣旨につきまして理解いたしましたので、この問題につきましては、今回は割愛させていただきます。</p> <p>ただし、当筑前町の基幹産業であります農業政策について、高齢化による農業後継者の不足、耕作放棄地による農地の宅地化等の課題が山積していると考えます。</p> <p>私が住んでいます山隈区でも、後継者不足により農地の宅地化、現状3区画、約20区画の開発行為が行われております。当然、近隣の原地蔵、高田地区でも農地の宅地化が最近進んでいます。</p> <p>現在、当町が計画されています都市計画、それから農地法の様々な問題につきましては、問題なく法に基づいて宅地化されているというのが現状であろうかと思えます。ただし、今、当町は人口増加を図っております。そういう中で、法令上問題がなければ農地をどんどん宅地化していくというのも一定の問題があるのではないかと考えております。</p> <p>将来の人口増に対して、当然、農家の後継者不足であるとか、そういったもので宅地化が進むというのが目に見えている現状ではないかと思えます。第2次筑前町総合計画の政策「3 稼ぐ」に掲げてあります基幹産業である農林業を衰退させないという取り組みを行っておられるわけですが、なお一層のスピード化を行っていくのが農業地域を守る政策ではないかと考えております。</p> <p>それも含めまして、今後の農地を守る、農業者の後継者等々の政策について、町長の見解をいただければというふうに考えております。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>農業政策についてということでございます。</p> <p>まず、日本の農業が極めて厳しい状況にあるということは、ご承知のとおりでございます。本町においても農業は基幹産業と言いながらも、経営自体は非常に厳しいものがございます。それは十分承知しながらも、その経営について幾らか行政的に支援できることがあればということで、様々な施策を講じているところでもございます。</p> <p>私は、先日の一般質問の中でもお答えいたしましたけれども、本町は土地利用型農業、米、麦、大豆、あるいは大型野菜、露地野菜等々を主とした経営体ではございます。そのことについては積極的に国の補助制度等を活用して機械化を図る。これは数十年前からその方針で筑前町は取り組んでいるところでもございます。</p> <p>特に今、スマート農業という言葉がよく聞かれると思いますけれども、技術革新で非常に先進的なものが非常に多く今提案されております。そういった中で積極的にスマート農業にふさわしい取り組み、機械の導入等々を進めていくことが一つ大きな町の農業の政策の柱になろうかと思っております。</p> <p>それと、非常に宅地化と農地が混在するという問題、これはなかなか全国では今珍しい地域でございます。かつて農振地域と市街化区域の差によって土地の価格が全く違うわけで、1桁違うというような状況がございました。私はこの問題を何とかして打開したいと思ひまして、横浜市役所に出かけました。横浜市役所は農業振興地域制度を導入した最初の自治体とも言われております。ああいった大都市の横で本当に農業が展開できるんだらうかと私は不思議でなりませんので、その</p>

	<p>横浜市を訪ねたところ、やはりきちんと農地というものは公共的な利用の促進がまず第一であるという考え方に沿って、道路1本挟んで土地の値段がかなり異なっても、やはりそういう公共の福祉を優先とした土地利用をなされているということを確認したところであります。</p> <p>そういったことから、我が町は、農振地域というものを設定しております。そしてなおかつ、ある程度の人口増も見込んでおりますので、都市計画の用途区域というのも設定しております。あくまで住宅と農地の混在を避けようとした政策を数十年前からとっているところであります。ですから、非常に大きな視点で見ますと、本町は整然としたまちづくりがなされております。</p> <p>飛行機なんかから見ますと、農地が碁盤の目のように圃場整備がされております。この中に宅地化というのはまず無理だと。法律的にも保証されていると。そういった大まかの、大枠の土地利用はなされておりますけれども、住宅地の界限、あるいは集落地の界限において、一部、農振の除外等がなされていることも事実であります。ただ、これも法律によって、やたらと除外ができるものではございません。このことを基本に、土地利用は個人の権利もございますので、十分に個人の権利と公共の福祉を考えながら土地利用を進めていくということになろうかと思えます。</p> <p>圃場整備がやはりその中でも基本でございました。なかなか困難ではありますけれども、圃場整備した農地であればこそ、今のスマート農業が推進されるわけでもございます。そのことを念頭に置きながら、農業というのをしっかり基幹産業として捉えていきたい。</p> <p>筑前町の面積67キロ平米の中で、約3分の1が農地、3分の1が山林であります。こういった、山林と農地を大切にすることによって、我が町が求めている「とかいなか」というまちづくりが進めていけるし、22世紀へつなげる施策だと考えているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	原田宏議員
原田宏議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>私は実際、農業経営者ではありませんし、もともと農業に携わる者ではございません。ただし、こちらに住みましてもう30何年なるわけですが、よく農業の方とお話をするわけですが、一番最近言われるのはやはり後継者問題だと言われてあります。</p> <p>緑あふれる豊かで便利なとかいなかのベースというのは、農業振興は重要な政策ではないかと考えております。その一方、町全体の将来の土地利用、現在の法的制約の中での活路も必要ではないかと考えております。</p> <p>当然、私は違いますけれども、町の発展のために課題と向き合って、地域のために今後とも頑張ってもらいたいというふうに考えておりますので、町当局におかれましても、ぜひ、農業施策につきましてはスピード感を持って対応していただきたいというふうに考えております。</p> <p>これもちまして私の質問を終わらせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議 長	これで、4番 原田宏議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	<p>ここで休憩をいたします。</p> <p>11時15分から再開をいたします。</p> <p style="text-align: right;">(11:05)</p>
再 開	

議長	休憩前に引き続き会議を開きます。  <p style="text-align: right;">( 1 1 : 1 5 )</p>
議長	1 2 番 河内直子議員
河内議員	眼鏡をかけるとマスクで曇るので、マスクを外させてください。
議長	許可します。
河内議員	<p>では、通告に従い順次質問します。</p> <p>今回は、女性支援法と子育て支援について、大きく2点お尋ねします。</p> <p>まず、女性支援法についてのお尋ねです。</p> <p>2022年5月19日、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立し、来年、2024年4月1日から施行されることになりました。女性支援法は、婦人保護事業を売春防止法から切り離し、新たな女性支援の根拠法として、それぞれの意思の尊重、適切な支援、人権擁護と男女平等の実現などを基本理念に掲げています。公的責任を明確にし、民間団体との協働、財政支援を明記しました。新たな女性支援の理念、枠組みを行政支援現場に浸透させ、実際に使える制度をつくるために、国が定める基本方針と都道府県、市町村の基本計画等に何をどれだけ書き込むかが非常に重要になってきます。</p> <p>国の基本方針案等を検討する厚生労働省の有識者会議が昨年11月から議論を開始し、1月にパブリックコメントを実施し、今年度末までに基本方針を公布する予定です。昨年12月26日には、基本方針案が示されています。地方公共団体は、本年度2023年度中に基本計画を策定することになります。</p> <p>しかし、法律では、基本計画の策定も、相談支援を担う女性相談員支援員の配置も努力義務となっています。女性支援事業は、国及び地方公共団体の責務として実施されるものです。支援に不可欠な児童、障害、高齢等、福祉の窓口は市町村にあります。新法の理念、目的を実現するために、困難を抱えたとき、どこにいても女性支援にアクセスできるよう、基礎自治体に支援基盤を整えることが重要です。その第一歩として、基本計画策定に取り組む女性相談支援員の配置を目標を持って進める担当部署を置くなどの検討が必要と考えますが、見解をお尋ねします。</p>
議長	企画課長
企画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>法につきましては議員が述べられたとおりでございます。</p> <p>現在でも、DVをはじめ、様々な事情により日常生活や社会生活を送る上で困難な問題を抱える女性に対する支援は、各関係機関と連携して対応している状況です。法律が施行されることで具体的な支援の幅が広がり、国、県、そして民間団体等と、それぞれに役割分担して切れ目なく支援していくことができるようになると思われま</p> <p>この法律では、国は都道府県や市町村の基本計画の指針となるべき基本方針を定めることとされており、都道府県は基本方針に即して施策の実施に関する基本計画を定めること、市町村においては、国の基本方針に即し、県の計画等を勘案して策定に努めることとされており</p> <p>国の基本方針案は令和6年度から5か年の取り組みを定める予定で、現在、有識者会議によりその準備が進められております。都道府県及び市町村が策定する基本計画の指針となる基本的な事項が示される予定ですので、現段階ではその動向を注視していきたいと思っております。</p>
議長	河内議員
河内議員	基本計画をつくるという方向で考えているということによろしいでしょうか。
議長	企画課長

企画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>基本計画の策定にあたりましては、配偶者暴力防止法や男女共同参画社会基本法に規定する市町村の計画と一体のものとして策定することができるようにも聞いております。国の方針が公表されてから、そこら辺りは協議、検討していくことになると思います。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>先ほども少し触れましたが、女性支援法第4条では、国、地方公共団体の責務として、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を掲げています。基本計画がなくでは必要な施策に取り組めないのではと考えますが、町長の見解をお尋ねします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>今、企画課長が説明いたしましたように、法で規定された案件であります。しっかり国県の動向等を注視しながら進めてまいります。必要と考えれば、当然、基本計画を策定いたします。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>当事者が生き抜いていくための具体的制度、手続について、徹底して当事者の立場から基本方針、基本計画をつくり上げていくことが必要と申し述べ、次に進みます。</p> <p>次に、子育て支援について2点お尋ねします。</p> <p>まず、子ども医療費の助成拡充についてお尋ねをします。</p> <p>子ども医療費の助成拡充については、これまで幾度となく質問をさせていただいています。昨年第4回定例会での答弁を踏まえ、再度お尋ねします。</p> <p>筑前町で18歳までの医療費助成をした場合、年間1,940万円程度かかるということでした。令和3年4月から、筑前町では独自で中学生まで助成拡大を実施し、県の助成が始まった令和3年9月まで半年間で2,017万円の医療費助成額ということでした。県の助成が始まらなければ、4,034万円の助成額ということになります。県の助成が実現したわけです。</p> <p>いつも言いますが、筑前町では県の制度が確立する前から子育て支援の視点から助成拡充に取り組んでいただき、感謝しています。年間4,034万円の中学卒業までの助成を決断していただいたのですから、年間1,940万円で18歳までの医療費助成が可能となるわけです。</p> <p>県、他市町村に先駆け、18歳までの拡充に取り組んでいただきたいと思います。見解をお尋ねします。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>お答えいたします。</p> <p>子ども医療費助成対象の拡大につきましては、議員が申しましたとおり、12月議会においてもご質問いただいたところでございます。高校生までに医療費拡大をした場合の試算についても、前回答弁させていただいたとおりでございます。</p> <p>この点を踏まえまして、ご要望の高校生までの医療費助成につきましては、財政面や県内自治体の状況を鑑み、少子化対策、子育て支援の観点から、入院助成について実施する方向で検討いたします。</p> <p>なお、実施開始時期や自己負担等の詳細については、今後協議してまいります。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>入院助成については実施の方向で検討していくということでしたが、昨年の12月議会、町長は今のところちょっと見合わせていきたいというふうにおっしゃって</p>



	<p>おりましたが、入院は助成するという方向でよろしいのでしょうか。</p>
議長	<p>田頭町長</p>
町長	<p>お答えいたします。 先ほど課長が説明しましたように、十分な協議の上での答弁でございます。私も全く同じでございます、実施の方向で進めてまいります。</p>
議長	<p>河内議員</p>
河内議員	<p>ありがとうございます。 子育て応援のまちづくりを目指している筑前町です。子育て応援のまちづくりで、若い世代の転入を大いに増やしていただくようお願いし、次に進みます。 最後に、就学援助についてお尋ねをいたします。 就学援助制度とは、皆さんご承知のとおり、義務教育は無償とした憲法第26条など関係法に基づいて、小中学生のいる家庭に学用品費や入学準備金、給食費、医療費などを補助する制度です。 支給項目の拡大について、令和3年第4回定例会でも質問させていただきました。その中で、国が補助を出す支給項目に、2010年度からクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が加わっているにもかかわらず支給項目に入っていないということで、研究し、今後の課題とさせていただくという答弁でした。 国の基準では、いずれも年額ですが、クラブ活動費、小学生2,760円、中学生3万150円、生徒会費、小学生3,450円、中学生4,260円、PTA会費、小学生3,450円、中学生4,260円となっています。 研究課題とした結果はどうなったのか、お尋ねをします。</p>
議長	<p>教育課長</p>
教育課長	<p>お答えいたします。 本町では、PTA会費、クラブ活動費、生徒会費は支給しておりませんが、卒業アルバム代やオンライン通信費など、近隣の市町村で支給しているところが少ないものに対して支給をしているところでございます。 したがって、就学援助支給額全体として他市町村と同程度の水準であると捉えておまして、PTA会費等の支給は现阶段では考えていないところでございます。 以上でございます。</p>
議長	<p>河内議員</p>
河内議員	<p>ICTを活用した通信費は、2021年度から支給項目に入っていますということをお申し述べます。 就学援助制度は、小中学生のいる家庭は誰でも申請できます。実際に受給できるかどうかの適用基準は市町村で違います。筑前町では、児童扶養手当受給世帯も適用となりますが、児童扶養手当受給世帯で就学援助制度を活用している家庭はどのくらいいるのか、お尋ねをいたします。</p>
議長	<p>教育課長</p>
教育課長	<p>お答えいたします。 就学援助の全支給世帯につきましては219世帯でございます。うち、児童扶養手当世帯が138世帯でございます。 以上でございます。</p>
議長	<p>河内議員</p>
河内議員	<p>全体で219、そのうち児童扶養手当受給世帯が138世帯ということですが、先日、健康課でお尋ねしたところ、児童扶養手当受給世帯は293人ということでした。差し引き160人ほど活用できる制度を利用していないということになりま</p>

	す。 現在、周知はどのようにされているのかお尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 学校からの報告及び広報等でも広報を差し上げているかと思えます。 以上ということです。
議 長	河内議員
河内議員	健康課と連携し、児童扶養手当受給世帯へは個別にお知らせをすべきだと考えますが、見解をお尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 議員ご指摘のとおり、健康課と連携をとって進めさせていただきたいと思えます。 以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	よろしく願いいたします。受給できるにもかかわらず受給できないということは大変いけないことだと思いますので。 今後は、義務教育は無償という立場で、食育である学校給食費の無償化にも取り組んでいただくことをお願いし、私の質問を終わります。
議 長	これで、12番 河内直子議員の一般質問を終わります。
散 会	
議 長	これで本日の日程は全部終了いたしました。 以上で一般質問を終結します。 本日はこれにて散会いたします。 お疲れさまでした。

( 1 1 : 3 1 )